

平成21年7月17日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 殿

株式会社 テレビ新潟放送網
代表取締役社長 前川 馨

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見

項目	意見
2. 伝送設備規律 (1) 電波利用の柔軟化	所謂ホワイトスペースの活用にあたっては、その無線局の既存業務に影響を与えないよう、十分な検討がなされる必要があると考える。
4. コンテンツ規律 (1) メディアサービス(仮称)の範囲 (2) コンテンツ規律の基本的な考え方	従来の「放送」の概念・名称を維持し、「全国的」及び「地域的」に果たしてきた機能・役割が成文に盛り込まれることは、意義あることと考える。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ②業務開始の手續等	地上放送の果たしてきた役割および施設・業務一致の合理性を踏まえ、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他者への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう、措置が講じられることは、意義あることと考える。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③番組規律	放送番組の種別ごとの分類は、番組の内容と表現の評価につながる問題であり、あくまで自主自律で行うことが原則であると考えます。 また、社会の変化等により種別分類が足りていないのであれば、新しい種別を新設するのも一つの方法であると考えます。

株式会社 テレビ新潟放送網
(住所) 新潟県 新潟市中央区新光町一番地11